

# 特別養護老人ホームやさと 料金表

基準サービス利用料金(1単位10円)

令和3年4月～

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	573単位	641単位	712単位	780単位	847単位

※原則、特養への新規入居は要介護度3以上の方が対象となります。加算の算定内容はご利用者ごとに異なります。

各種加算額	日常生活継続支援加算(Ⅰ)	36単位
	看護体制加算(Ⅰ)	4単位
	看護体制加算(Ⅱ)	8単位
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13単位
	個別機能訓練加算(Ⅰ)	12単位
	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4単位
	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位/3ヶ月につき
	自立支援促進加算	300単位/1ヶ月につき
	安全対策体制加算	20単位/回(入居時1回)
	初期加算	30単位/30日まで(入居時1回)
	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50単位/1ヶ月につき
	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) ※対象者のみ	3単位/1ヶ月につき
	経口維持加算Ⅰ ※対象者のみ	400単位/1ヶ月につき
	経口維持加算Ⅱ ※対象者のみ	100単位/1ヶ月につき
	療養食加算 ※対象者のみ	1食6単位/1日3食18単位
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	基本サービス利用料金+各種加算額×8.3%
特定介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	基本サービス利用料金+各種加算額×2.7%	

※ご利用者の状況・職員の体制等により加算の内容が変更となる場合があります。

## 食費・居住費

負担段階		食費(1日)	居住費(1日)
第1段階	①世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方 ②生活保護等を受給されている方	300円	0円
第2段階	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	390円	370円
第3段階	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で上記第2段階以外の方	650円	370円
第4段階	上記以外の方	1,392円	855円

※預貯金等が単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下の方が介護保険負担限度額の対象となります。認定を受けるには市区町村への申請が毎年必要となります。

## 介護保険給付対象外の費用

費目	金額	備考
おやつ代(午前)	100円/1日	
おやつ代(午後)	150円/1日	
小口現金管理費	1,000円/1ヶ月	預金通帳をお預かりする場合は2,000円
利用料口座振替手数料	税込77円/1ヶ月	常陽銀行、筑波銀行、水戸信用金庫、結城信用金庫、農業協同組合等
病院受診等に係る移送費	10km未満(片道)	1,000円
	10km以上(片道)	1,500円+10kmを超えた距離1kmあたり20円 例)11km 1,520円
理美容サービス	カット2,000円	顔そり+500円
複写物交付費	20円/1枚	
電話使用料	15円/1分	
特別な食事の提供	実費	
日常生活に係る諸費用	実費	ポリデント・ティッシュ・マスク等